

別記様式第2の4(別紙)(第10条関係)

指定事業者事業実施計画書

1. 実施する復興推進事業(以下「事業」という。)の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定事業者事業実施計画期間及び希望する指定の有効期間
4. 事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設(以下「設備投資」という。)に関する計画

(1)指定事業者事業実施計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

(2)年度別内訳

(イ)〇〇年度

(i)設備投資予定額 小計〇〇百万円

(ii)内訳

設備名	設置予定地	取得予定年月日	取得予定価額	用途	事業内容

(ロ)〇〇年度

(i)設備投資予定額 小計〇〇百万円

(ii)内訳

設備名	設置予定地	取得予定年月日	取得予定価額	用途	事業内容

5. 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

(1)指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金の見込額 総計〇〇百万円

(2)年度別内訳

(イ)〇〇年度

(i)事業の実施に要する資金の見込額 小計〇〇百万円

(ii)内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(ロ)〇〇年度

(i)事業の実施に要する資金の見込額 小計〇〇百万円

(ii)内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

6. 建築物整備事業(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年 法 律 第 29 号。以下「震災特例法」という。)第 10 条の 2 第 1 項の表の第 1 号の第 4 欄、第 17 条の 2 第 1 項の表の第 1 号の第 4 欄及び第 25 条の 2 第 1 項の表の第 1 号の第 4 欄に規定する建築物整備事業をいう。以下同じ。)を実施する場合にあって、震災特例法第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 17 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定のうち第 1 号に係る部分に限る。以下同じ。)の規定の適用を受けようとするときは、(1)及び(2)に掲げる事項

(1) その建築物整備事業の用に供する建築物が耐火建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。)又はそれ以外の建築物のいずれに該当するかの区分

〇〇

(2) 次に掲げる要件を満たすものとして震災特例法第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 17 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用を受けようとする場合には、それぞれ次に定める事項

(イ)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成 23 年政令第 112 号。以下「震災特例法施行令」という。)第 12 条の 2 第 2 項第 1 号、第 17 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の延べ面積

〇〇㎡

(ロ) 震災特例法施行令第 12 条の 2 第 2 項第 2 号、第 17 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の地上階数及び屋上広場の有無

地上階数○、屋上広場 有・無

- (ハ) 震災特例法施行令第 12 条の2第2項第3号、第 17 条の2第1項第3号又は第 22 条の2第1項第3号に掲げる要件 その建築物整備事業を施行する土地の区域(以下「建築物整備事業区域」という。)内において整備される公共施設(道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。以下同じ。)の用に供される土地の面積のその建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合

○○%

- (ニ) 震災特例法施行令第 12 条の2第2項第4号、第 17 条の2第1項第4号又は第 22 条の2第1項第4号に掲げる要件 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額

○○百万円

(添付書類)

以下の書類を添付すること(建築物整備事業を実施する場合に限る。)

- (1) 方位、道路及び目標となる地物並びに建築物整備事業区域を表示した付近見取図
- (2) 縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置を表示した建築物の配置図
- (3) 縮尺、方位、間取り及び設備の概要を表示した建築する建築物の各階平面図
- (4) 上記6.(2)(ハ)に定める事項を記載する場合にあっては、次に掲げる書類
 - (イ) 建築物整備事業区域内において整備される公共施設の配置図
 - (ロ) 上記6.(2)(ハ)の割合の算定の根拠を記載した書類
- (5) 上記6.(2)(ニ)に定める事項を記載する場合にあっては、次に掲げる書類
 - (イ) 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の配置図
 - (ロ) 上記6.(2)(ニ)の費用の額の算定の根拠を記載した書類

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。